

令和8年度社会起業家創出支援事業委託業務  
審査基準

評価項目	評価基準	配点	
1 企画全般	・事業の目的、位置付け、求められる成果を十分に理解した内容となっているか。	6段階で評価 5点:配点×1.0 4点:配点×0.8 3点:配点×0.6 2点:配点×0.4 1点:配点×0.2 0点:配点×0.0	/5
	・企画内容が現実的で無理のないスケジュールが組めているか。		/5
	・事業の着実な遂行に必要な人員体制が敷かれ、事務局や関係者の役割分担が明確となっているか。		/5
2 事業内容	○参加者募集・PR ・ターゲットの設定が的確で、多くの応募がなされるよう、掘り起こしやPRの手段に工夫があるか。		/5
	○事前講座の実施 ・事前講座の内容や支援体制は、参加者の事業成長につながるよう工夫されているか。		/35
	○伴走支援の実施 ・伴走支援の内容は、参加企業の事業拡大につながるよう工夫されているか。		/20
	○成果発表会の実施 ・イベントの内容は投資家や金融機関等の多くの参画や、県内の社会起業家の機運醸成につながるよう工夫されているか。	/15	
	○メディア連携 ・プログラム参加者の露出拡大・事業の後押しにつながるよう、効果的なメディア連携体制が組まれているか。	/5	
3 実施主体	・事業実施に関する知見、ノウハウ、実績、ネットワークを有しているか。	/5	
計			/100